

●香川県告示第298号

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年8月5日

香川県知事 浜田惠造

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程（昭和35年香川県告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(消費税等相当額の報告等)</p> <p>第13条 第5条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、第10条第1項の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第12号様式）により、速やかに、知事に報告するとともに、補助金を受領した後においては、知事の指定する期日までにこれを返還しなければならない。<u>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならないとき又はないときは、その状況又は理由を仕入れに係る消費税等相当額報告書により、規則第14条の規定による確定のあった日の属する年の翌年の5月31日までに、知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>(消費税等相当額の報告等)</p> <p>第13条 第5条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、第10条第1項の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第12号様式）により、速やかに、知事に報告するとともに、補助金を受領した後においては、知事の指定する期日までにこれを返還しなければならない。</p>

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

香川県知事 殿

事務所所在地
事業施行者
代表者 氏名 ㊞

年月日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった土地改良事業設計費補助金について、香川県土地改良事業設計費補助金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額
(年月日付け第 号による確定通知額) 金 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

(注) 次に掲げる資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて添付すること。）
 (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合は、申告予定期間も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

(注) 次に掲げる資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等売上高を確認できる資料
 (2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 (3) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

香川県知事 殿

事務所所在地
事業施行者
代表者 氏名 ㊞

年月日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった土地改良事業設計費補助金について、香川県土地改良事業設計費補助金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額
(年月日付け第 号による確定通知額) 金 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

(注) 3の金額の積算の内訳等参考となる資料を添付すること。

附 則

この規程は、平成26年8月5日から施行し、改正後の香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。